

別記様式（第5条関係）

議事録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第8回総会																			
開催日時	令和2年10月26日(月) 午後1時30分 開会 午後2時29閉会																			
開催場所	中田農村環境改善センター 多目的ホール																			
議長の氏名	高橋 清範 会長																			
出席者 (委員)の氏名	1番 岩菅 淳浩 勉之 2番 佐々木 島藤 駿幹 3番 櫻井 利光 4番 菅原 浩専 一治 5番 田佐 松野 秀和 6番 阿木 利晃 7番 柴崎 尊幸 こう 7番 佐藤 藤の野 ひで 瑛彦 9番 鈴木 利徳 10番 佐藤 幸泰 こう 11番 松浅 村忠和 12番 阿部 駿巖 13番 鈴木 張泰 こう 14番 浅芳 村幸 15番 五十嵐 駿巖 16番 尾張 勝二 じ 17番 よし芳 村和 18番 三塚 幸喜 19番 芳賀 秀公 こう 20番 小野寺 忠義 19番 塚藤 喜馬 22番 上野 栄一 じ 23番 門馬 ま 24番 佐藤 久清																			
	(■は欠席委員、□は遅参委員、□は早退委員)																			
事務局職員 職氏名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、小林 仁、 農地管理係 主幹 伊藤浩美、主査 千葉 康哉、主査 石川巖穂、主事 千葉隆瑛 書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢																			
	報告第29号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第30号 使用貸借権の合意解約について 報告第31号 農地の現状変更届出について 報告第32号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について 報告第33号 農地法第5条の規定による許可書の返納について 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第57号 非農地証明願について 議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第59号 空き家に付属した農地指定申請について																			
会議結果	議案第53号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第54号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第55号 許可相当との意見を付すこととした。																			

	<p>議案第 56 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 57 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 58 号 原案のとおり決定した</p> <p>議案第 59 号 原案のとおり決定した</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和 2 年度登米市農業委員会第 8 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案書説明資料 ・農地法第 3 条調査書 ・諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、7 番 柴崎 専一 委員、8 番 佐藤 瑛彦 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。
議長	<p>日程第4、報告第29号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第29号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第30号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第30号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第31号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第31号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第32号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第32号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	日程第8、報告第33号「農地法第5条の規定による許可書の返納について」

	<p>を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人は初めて農地を取得するものですが、元々、譲渡人が住所移転する前は同じ世帯であったことから、農作業の経験はあり、基幹作業の一部は作業委託するものの、必要な農機具については地元農家等からリースで確保するようあります。農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

議長	第1分科会の報告を登壇してお願ひいたします。
議長	17番 芳村 忠市 委員
17番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和2年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号1番について、別紙議案説明資料1ページから10ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市迫町北方地内の農地を、仙台市に居住する譲渡人の父から、登米市迫町に在住している息子が譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農であるが、譲渡人が住所移転する前は同一世帯であったため、農作業経験があり、基幹作業の一部は作業委託するものの、必要な農機具等は地元農家等から借りて耕作することであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番について、別紙議案説明資料11ページから18ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市豊里町地内の農地を、豊里町に居住する貸付人の叔父から、登米市豊里町に在住している甥が借り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農であるが、これまで農作業経験があり、必要な農機具等は親戚から借り受け、作付け予定作物の栽培経験のある者から指導を受け耕作することであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号5番について、別紙議案説明資料19ページから26ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市豊里町地内の農地を、豊里町に居住する貸付人の叔父から、登米市豊里町に在住している甥が借り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農であるが、これまで農作業経験があり、必要な農機具等は親戚から借り受け、作付け予定作物の栽培経験のある者から指導を受け耕作することであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和2年10月26日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 14番 浅野 和宏 委員 17番 芳村 忠市 委員 18番 三塚 芳毅 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。

議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号 6 番について、14 番 浅野 和宏 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 9 番について、11 番 松野 秀郎 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 10 番について、15 番 五十嵐 幸喜 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 12 番について、12 番 阿部 静男 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 13 番について、16 番 尾張 勝 委員 《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 53 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可

	申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 10 議案第 54 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
議長	第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	15 番 五十嵐 幸喜 委員
15 番委員	登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 2 年 10 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 28 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、中田町宝江地内で、居宅の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。 当初の計画では、当初事業者が居宅を新築する計画でしたが、資金計画に変更が生じたため事業計画が中止になったことから、今回、承継者が丸太置場及び作業場の整備を目的として変更申請を行うものです。 計画全般を変更するのですが、変更による周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。
	以上のとおり報告します。
	令和 2 年 10 月 26 日
	現地調査委員 13 番 鈴木 泰子 委員 15 番 五十嵐 幸喜 委員 16 番 尾張 勝 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これから議案第 54 号について質疑を行います。 質疑はありませんか。

	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで議案第 54 号の質疑を終わります。
議長	これから議案第 54 号を採決します。 お諮りします。 本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議案第 54 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 55 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 12、議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 4 条申請が 5 件、第 5 条申請が 11 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
	17 番 芳村 忠市 委員
17 番委員	農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 29 ページから 31 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地を隣接地の畠に盛土をする際の車両用の通路として使用するため、一時転用するものです。農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、工事期間のみの一時的な利用であり、転

用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 32 ページから 34 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、畑への用途変更、また畑の利用状況の改善のため、田への盛土を行うことによる一時転用です。農地区分としては、第 1 種農地と判断され、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

なお、本件は現状変更にて進めていましたが、施工期間が 6 ヶ月を超えたため、農地法第 4 条申請を行うものです。また、現状変更届は出されていましたが、計画的な施工が行われていなかったため転用申請につながったことから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 35 ページから 37 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に稻藁置場を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 38 ページから 40 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に事務所及び資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に事務所及び資材置場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 44 ページから 46 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸保育園を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 47 ページから 49 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料50ページから52ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番、5番については、別紙議案説明資料53ページから58ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料59ページから61ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場等を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料62ページから64ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年10月26日

現地調査委員 14番 浅野 和宏 委員
17番 芳村 忠市 委員
18番 三塚 芳毅 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長	15 番 五十嵐幸喜 委員
15 番委員	<p>農地法第 4 条の進行番号 5 番については、別紙議案説明資料 41 ページから 43 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農業用倉庫及び農機具置場を整備するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に医療機関や小中学校が 2 種類以上ある第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 8 番については、別紙議案説明資料 65 ページから 67 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地を道路工事の施工に係る仮設事務所及び資材置場などとして使用するため、一時転用するものです。農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 9 番については、別紙議案説明資料 68 ページから 70 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に社宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 10 番については、別紙議案説明資料 71 ページから 73 ページに記載されているとおりです。</p> <p>本件は、議案第 54 号の進行番号 1 番に関連するものです。</p> <p>申請内容は、丸太置場及び作業場の整備を行うもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 11 番については、別紙議案説明資料 74 ページから 76 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和 2 年 10 月 26 日</p>

現地調査委員 13番 鈴木 泰子 委員
15番 五十嵐幸喜 委員
16番 尾張 勝 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第 55 号、議案第 56 号について、一括して質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

23 番委員

農地法第 4 条進行番号 1 番、2 番について伺います。進行番号 1 番については、農外利用と調査員から説明がありました。この 2 件は関連があると思いますが、農外利用とはどのような利用ですか。進行番号 2 番について、畑として利用するとありますが、前にも質問させていただきましたが、カボチャを作付けしたいとあります。面積 4,000 m²で、自分の家で作付けして食べるにはあまりのも多い。どうかといって、販売する計画があつての利用なのかその辺を伺いたい。多分この後で出てくるのは、宅地としての利用で、その他に出てくるのかなと思います。憶測ではありますが、建設関係もやっておられる方ですので、それらに該当するのかなと思い 2 点だけを伺います。

事務局

農地法第 4 条の進行番号 1 番について、農外利用とありますが、実際通路として使ってしまっていたということです。通路として農外利用していましたので、それについての転用の申請をしていただきました。進行番号 2 番について、4,000 m²でカボチャを作るとありますが、実際自宅で食べるには多く、販売となっているのかということですが、こちらも現状変更の 6 ヶ月の期間が過ぎたので、もう一度再度本人に来ていただきまして確認しました。実際自宅で食べる分はないのですが、販売をするということで、販売の計画も出していただくということで話しをしており、それに基づきまして作っていただくということも話しております。念を押したのが、23 番委員がお話ししたとおり何か建物などやるのではないかということですが、あくまでも農地として許可が降りるので、それ以外のことで使う、それに使うということで土壤改良などをすることははだめだと念を押しております。転用をすることは、これに関して違反になりますので、やらないでくださいということで回答を取っております。

議長

その他質疑ありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで議案第 55 号、議案第 56 号の質疑を終わります。

議長	<p>これから議案第 55 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 55 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 56 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 57 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第 57 号を採決します。 お諮りします。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 57 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 9 件、利用権設定が 20 件となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号 8 番が 11 番 松野 秀郎 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことにして決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 8 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、11 番 松野 秀郎 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p>

	以上で説明を終わります。
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 58 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 8 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 58 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 8 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 8 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありま</p>

	せんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 58 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。
議長	日程第 15、議案第 59 号「空き家に付属した農地指定申請について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一であります。また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておりません。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願ひいたします。
議長	17 番 芳村 忠市 委員。
17 番委員	進行番号 1 番については、別紙費案説明資料 51 ページから 52 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地の指定を行うものです。 この申請は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障ありません。また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われる

	<p>ことから、指定は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和2年10月26日</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>現地調査委員</td><td>14番</td><td>浅野 和宏</td><td>委員</td></tr> <tr><td></td><td>17番</td><td>芳村 忠市</td><td>委員</td></tr> <tr><td></td><td>18番</td><td>三塚 芳毅</td><td>委員</td></tr> </table>	現地調査委員	14番	浅野 和宏	委員		17番	芳村 忠市	委員		18番	三塚 芳毅	委員
現地調査委員	14番	浅野 和宏	委員										
	17番	芳村 忠市	委員										
	18番	三塚 芳毅	委員										
議長	調査報告が終わりました。												
議長	<p>これから議案第59号について、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>												
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで議案第59号の質疑を終わります。</p>												
議長	<p>これから議案第59号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>												
議長	異議なしと認めます。よって、議案第59号「空き家に付属した農地指定申請について」は原案のとおり決定することに決定しました。												
議長	これで、本日の日程は、すべて終了しました。												
議長	会議を閉じます。令和2年度第8回登米市農業委員会総会を閉会します。												

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年10月26日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 7番 柴崎 専一

